

島民体育大会

9月6日、55回目となる島民体育大会（球技・武道種目）が厳原町と美津島町の各会場で行われました。今回の大会では軟式野球やゲートボール競技など、14の競技が行われました。

軟式野球

上県 上対馬

バレーボール

《男子》 美津島 豊玉

《女子》 上県 美津島

バスケットボール

《男子》 厳原 美津島

《女子》 厳原 豊玉



ソフトテニス

【団体の部】 美津島 厳原

【個人の部】

《一般男子の部》

《壮年SPの部》
美津島 峰
《実年SPの部》
美津島 上対馬



バドミントン

《男子》 厳原 上県

《女子》 厳原 豊玉

卓球

【団体の部】 豊玉 厳原

【個人の部】

《一般男子》

甲斐友規 西山哲

《壮年男子》

大塚正 堀一隆

《ベテラン男子》

小島忠孝 長則仁

《一般女子》

甲斐蘭子 島崎泉

《ベテラン女子》

安藤久代 津江夏枝

剣道

【団体の部】 厳原 豊玉

【形の部】 厳原 豊玉

【個人の部】

《24歳以下》 工藤祐二

小山裕太郎

《34歳以下》

薄本聡

《44歳以下》

田中省吾

《54歳以下》

古藤省吾

《55歳以上》

木寺肇

宮原三男

渋江雄司



テニス

《男子》 厳原 上対馬

《女子》 上対馬 美津島

弓道

【近的28mの部】

【団体の部】 美津島 厳原

【個人の部】

《男子》 田中健太

川辺裕章

《女子》 小島洋子

阿比留慶子

ゲートボール

豊玉(大綱チーム)

上対馬(泉チーム)



柔道

【個人の部】

田川智康 柿本航

グラウンドゴルフ

【団体の部総合】 美津島

峰

【団体の部】

《男子》

美津島A 厳原A

《女子》 美津島A 峰B

【個人の部】

《男子》 田川博人

齋藤正一

《女子》 山城松子

武末光子

ボウリング

【団体の部】 厳原 美津島

【個人の部】 大津志津人

草葉肇

対馬市役所 人事異動

氏名の後の()内は旧所属

8月31日付退職

平間千弘(観光物産推進本部
上対馬観光物産事務所長)

9月30日付退職

仙谷由紀(福祉保健部健康保
健課栄養士)

10月1日付異動

【市長部局】

《観光物産推進本部》

本部長 廣田宗雄(上対馬
観光物産事務所長事務取扱解
除) 上対馬観光物産事務所
長 古里満雄(上対馬地域活
性化センター地域支援課)

《総務企画部》

【総務課】 参事 八坂マチヨ
(美津島地域活性化センター
住民生活課)

《福祉保健部》

【健康保健課】 課長(昇任) 仁位孝良(同部長寿支援課参
事兼課長補佐) 主幹 神宮
昌次(同課) 主任栄養士 江
口尚子(同部南福祉保健セン
ター)

【長寿支援課】 参事兼課長補
佐 乙成一也(同部福祉課)
【南福祉保健センター】 主事

村瀬文乃(教育委員会南地
区事務所)

《建設部》

【建設課】 参事兼課長補佐 西川均(美津島地域活性化セ
ンター地域支援課)

《美津島地域活性化センター》

【地域支援課】 主任 佐藤久
(市民生活部税務課)

《上対馬地域活性化センター》

【地域支援課】 課長(昇任) 園田俊盛(同センター地域支
援課参事兼課長補佐) 副参
事兼係長 犬束卓也(上県地
域活性化センター地域支援課)

【教育委員会事務局】

《南地区教育事務所》 主任 手束宏子(福祉保健部南福祉
保健センター)

新規採用

【市長部局】三山浩樹(市民生
活部税務課主事) 須川優子(福
祉保健部福祉課主事) 松島由
香里(美津島地域活性化セン
ター住民生活課主事) 前田剛
(上県地域活性化センター地
域支援課主事)

【教育委員会事務局】村瀬修一
(厳原地区生涯学習センター
主事兼つしま図書館主事)



年金コーナー

配偶者の退職(失業)
により第三号被保険
者の資格を失ったとき

サラリーマン(厚生年
金・共済組合の加入者)
の被扶養配偶者は、第三
号被保険者として、国
民年金に加入しています

が、配偶者が退職(失業)
して失職すると、夫婦と
もに市役所で国民年金の
「第一号被保険者」にな
るための手続きを行い、
お一人、月額一万四、六
六〇円の保険料を納める
こととなります。

第一号被保険者は、
原則、二〇歳以上六
〇歳未満の方に限ら
れます。

前納のお勧め

国民年金には、一年分
または六ヶ月分など、定
められた月数分について
保険料を前納すると割引
になる制度があります。

退職(失業)された方
について、夫婦お二人で
国民年金の保険料を納め
るのは大変ですが、ある
程度の蓄えがある方には、

将来の老齢基礎年金の年
金額の減額を防ぐために
前納制度を利用されるこ
とをお勧めします。(前納
の割引率は、最大で年二
・一%となっています。)

退職(失業)時の
特例免除制度

保険料を納めることが
経済的に困難な場合、申
請して認められれば保険
料の納付を免除される制
度があります。

この申請免除には所得
制限があり、申請者本人
はもちろん世帯全員の前
年の所得が審査の対象に
なりますが、特に、配偶者
が免除申請する年度また
はその前年度に退職(失
業)した場合は、「特例免
除」といって、退職した
配偶者本人の所得の状況
を除外して審査が行われ
ますので所得制限の審査
のハードルが低くなりま
す。

免除制度を利用すると、
免除された期間は老齢
基礎年金・老齢厚生年
金の受給資格期間の二
五年に算入されます。



免除された期間は老齢
基礎年金の二分の一の
年金額が保障されます。
万一、障害や死亡とい
った不慮の事故が発生
したときに、障害基礎
年金・遺族基礎年金を
受け取ることができ
る場合の受給資格期間に
算入されます。

問い合わせ先
長崎社会保険事務局
095-1832
16254
運営課

社会保険事務局の
出張相談のお知らせ

11月18日(水)
対馬市役所
別館第1会議室
午前10時から
午後5時まで
11月19日(木)
美津島地域活性化セン
ター別館会議室
午前9時から
午後2時まで
*今回も同会場で開催
健康保険相談が開設されます。